

報告第2号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年3月26日提出

加東市長 岩 根 正

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第2号	令和7年3月4日	和解及び損害賠償の額を定めること。	別紙のとおり

専決第2号

和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月4日

加東市長 岩 根 正

1 損害賠償の相手方

2 和解事項 市は、相手方車両の修理費用の6割を支払う。

3 損害賠償の額 48,180円

4 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和6年11月2日 午後6時30分頃

(2) 事故発生場所 加東市山国2031番地60（市道福住上三草線）

(3) 事故の内容 市道舗装面のポットホールに右側前輪が落ち、右側前方タイヤ及びホイールを損傷させた。